

○ P I 人件費制度による特別貢献手当の支給に関する要項

〔 令和 4 年 1 月 2 7 日
研究担当副学長決定 〕

改正 令和 5 年 7 月 2 7 日

P I 人件費制度による特別貢献手当の支給に関する要項

(趣旨)

- 1 この決定は、国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（平成 1 7 年法人規則第 8 号。第 8 項において「本部等職員給与規則」という。）第 4 9 条の 3 の 2 第 3 項、国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（平成 1 7 年法人規則第 1 3 号。第 8 項において「附属病院職員給与規則」という。）第 4 3 条の 3 の 2 第 3 項及び国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（平成 1 7 年法人規則第 1 8 号。第 8 項において「附属学校職員給与規則」という。）第 3 9 条の 2 第 3 項の規定に基づき、P I 人件費制度（競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出に関する取扱いについて（令和 3 年 3 月 8 日）で定める競争的研究費（以下「競争的研究費」という。）の直接経費から研究代表者（P I :Principal Investigator）及び研究分担者（以下「P I 等」という。）の人件費を支出する制度をいう。以下同じ。）による特別貢献手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 2 特別貢献手当の支給対象となる者は、競争的研究費に係る研究の P I 等であつて、次項により申請を行う年度において自らの判断で使用可能な当該競争的研究費における直接経費の額が 7 0 0 万円以上であり、かつ、自らの雇用財源が主に運営費交付金であるとともに、当該雇用財源において特定の業務に従事することを目的とされていないものとする。

(申請)

- 3 特別貢献手当の支給を希望する P I 等は、別に定める様式により所属する組織の長を経由して学長に申請しなければならない。ただし、研究分担者が申請する場合にあっては、あらかじめ P I の承認を得なければならない。

(決定)

- 4 特別貢献手当の支給の可否は、前項の申請に基づき学長が決定する。

(手当額)

- 5 特別貢献手当の額は、次項に規定する拠出額のうち、研究担当副学長が別に定める割合に相当する額とし、学長が決定する。

(拠出額)

- 6 特別貢献手当に係る拠出額は、第 3 項に規定する申請を行う年度の研究計画書等を作成した月における P I 等の基本給等（給与体系が月給又は基幹年俸である P I 等にあっては基本給と当該基本給に教育研究等連携手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を、給与体系が基本年俸である P I 等にあっては基本給をいう。）に、次に掲げる割合等を順次に乗じて得た額の範囲内

で、P I 等が設定する。ただし、競争的研究費において設定された拠出額の上限（当該競争的研究費に上限の設定がない場合にあつては直接経費の20パーセントを拠出額の上限とする。）の範囲内でなければならない。

- (1) 第3項に規定する申請を行う年度における競争的研究費の研究計画書等の作成時において設定した、年間を通じて競争的研究費に係る研究活動に従事するエフォート率
- (2) 給与体系が月給又は基幹年俸であるP I 等にあつては、P I 人件費制度を利用する期間の月数と当該期間における期末・勤勉手当の支給回数に2を乗じて得た数の和（給与体系が基本年俸であるP I 等にあつては、当該期間の月数）

（拠出額の調整）

- 7 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した拠出額が、P I 人件費制度を利用する期間における給与（期末・勤勉手当等の諸手当を含む。）の総支給額に前項第1号の割合を乗じて得た額を上回る場合にあつては、拠出額を調整するものとし、その方法については、研究担当副学長が別に定める。

（支給日）

- 8 特別貢献手当の支給日は、本部等職員給与規則、附属病院職員給与規則又は附属学校職員給与規則で定められた日とする。

附 記

この決定は、令和4年4月1日から実施する。

附 記（令5. 7. 27）

この決定は、令和5年7月27日から実施し、この決定による改正後のP I 人件費制度による特別貢献手当の支給に関する要項の規定は、同年4月1日から適用する。